

公益財団法人中山視覚障害者福祉財団

事業報告

(自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)

I 法人の概要

1. 設立年月日

法人の設立 平成 9 年 10 月 1 日

公益財団法人への組織変更 平成 22 年 11 月 1 日

2. 定款に定める目的

視覚障害者の社会参加活動等に対する支援のための事業並びに視覚障害者支援団体の活動支援等の事業を通じて、兵庫県内の視覚障害者の福祉向上に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 視覚障害者の社会参加活動に対する支援事業
- (2) 視覚障害を有する大学生等に対する奨学金の給付事業
- (3) 視覚障害者支援団体の活動に対する助成事業
- (4) 視覚障害者支援団体に対する施設等の貸与事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 監督機関に関する事項

兵庫県知事

5. 主たる事務所

兵庫県神戸市中央区神若通五丁目3番26号

6. 役員等に関する事項

(1) 理事及び監事

(五十音順)

役 職	氏 名	常勤・非常勤	担当職務・現職
理 事 長	中山 哲也	非常勤	トラスコ中山株式会社 代表取締役社長
専務理事	中山 沙織	非常勤	株式会社NRホールディングス代表取締役 公認会計士
常務理事	松前 篤志	常 勤	業務全般
理 事	井内 卓嗣	非常勤	アズワン株式会社 代表取締役社長
理 事	大塚 達也	非常勤	アース製薬株式会社 取締役会長
理 事	橋本 照夫	非常勤	社会福祉法人日本ライトハウス 理事長
理 事	古橋 健士	非常勤	ホシデン株式会社 代表取締役社長
理 事	森 雅彦	非常勤	DMG森精機株式会社 取締役社長
理 事	山本 直之	非常勤	山本光学株式会社 代表取締役社長
理 事	湯川 洵	常 勤	業務全般
監 事	野村 公平	非常勤	野村総合法律事務所 弁護士
監 事	和田 頼知	非常勤	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

(2) 評議員

役 職	氏 名	常勤・非常勤	担当職務・現職
評議員	更家 悠介	非常勤	サラヤ株式会社 代表取締役社長
評議員	菅沼田 昭一	非常勤	トラスコ中山株式会社 大阪総務課
評議員	高松 富博	非常勤	ダイドーグループホールディングス株式会社 取締役会長
評議員	中山 優子	非常勤	株式会社NSホールディングス 代表取締役
評議員	中山 梨絵	非常勤	一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院 耳鼻咽喉科医師
評議員	西村 元延	非常勤	株式会社マンダム 代表取締役 社長執行役員
評議員	葉田 順治	非常勤	エレコム株式会社 取締役社長
評議員	山田 邦雄	非常勤	ロート製薬株式会社 代表取締役会長兼社長
評議員	山本 芳彰	非常勤	神戸市シルバー人材センター 西部センター所長
評議員	脇田 貞二	非常勤	株式会社ワキタ 代表取締役社長

II. 事業の状況

1. 公益目的事業部門

公益事業 1 中山記念会館の施設貸与事業

中山記念会館を、視覚障がい者支援団体に無償貸与しています。施設内で、NPO 法人神戸アイライト協会、点訳ボランティアグループ連絡会、ひょうご伴走歩協会、えいえすぶい神戸、兵庫県朗読ボランティア連絡会、全国視覚障害者外出支援連絡会の非営利6団体が、不特定多数の視覚障がい者等から相談を受け、トータルサポートを実施するべくお互いに連携して事業活動を実施しています。

会館では、神戸市委託の相談事業を初めとして、通所施設、歩行指導、パソコン指導並びに各種イベントが開催され、多くの視覚障がい者が参加される集いの場となっています。

この事業の事業費は、経費を含めて11,600千円です。

公益事業 2 視覚障害者支援団体及び視覚障害者個人に対する助成等の事業

視覚障がい者団体及び支援団体に対する助成金供与及び大学等に進学する視覚障がい者に奨学金を無償で支給する事業を実施しています。

この事業の事業費は、経費を含めて14,151千円です。

1 助成金供与事業

視覚障がい者団体及び視覚障がい者支援団体並びにボランティア団体の活動を支援する為に、助成金を支給する事業を行っています。

(1) 視覚障がい者の社会参加活動の支援

ア 講演会、各種競技会に対する助成

2団体 6事業 助成金額 790千円

イ 社会参加活動を行う団体に対する助成

21団体 25事業 助成金額 5,818千円

(2) 視覚障がい者の視察、研修会への参加に対する支援

2団体 14事業 助成金額 2,030千円

(3) 視覚障がい者のためのスポーツ活動に対する支援

2団体 4事業 助成金額 410千円

2 奨学金の無償給付事業

視覚障がい者で向学心に燃える大学生等に月々3万円から6万円の奨学金を無償給付し、卒業まで学業に専念できる環境づくりのお手伝いをしています。

今事業年度は、大学生など5名に対し 総額 2,270千円を給付しました。

公益事業3 視覚障害者の社会参加活動に対する支援事業

障害のある人が障害のない人と同じように毎日を過ごし、共にいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の定着を目指し、視覚障がい者の社会参加活動に対する支援を行います。

この事業の事業費は、経費を含めて 26,365千円です。

1 兵庫県視覚障害者音楽祭事業

視覚に障がいがあるプロ、セミプロ、無名の演奏・声楽家等に飛躍の手伝いになればと思い、中山・KLC コンサートを開催しています。

今年度は、平成31年3月1日、神戸新聞松方ホールにて「中山・KLCコンサート2019」を開催し、第1部は、富岡美晴様と筒井香織様に出演いただき、第2部は、神戸市混声合唱団様にゲストとして出演いただきました。

2 盲導犬貸与事業

日本ライトハウス、兵庫盲導犬協会へ各1頭の盲導犬を育成委託し兵庫県内のユーザーへ貸与しました。(盲導犬中山号 ジェルダ、ラックの2頭)

平成11年より累計38頭の盲導犬中山号を貸与しています。

3 パソコン講座事業

パソコン講習会を下記のとおり実施しました。

1 初級講習会	6日間を2開催	10名参加
2 中級講習会	3日間を2開催	10名参加
3 応用講習会	3日間を1開催	5名参加
4 iPad 体験講習会	2日間を2開催	10名参加
5 音声パソコン体験講習	2日間を2開催	10名参加
6 パソコンサポート養成講座	1日間を2開催	延べ38名参加
7 ICT講座	1日間を1開催	延べ40名参加

4 音楽公演事業

視覚障がい者の皆様を招いて平成30年10月5日に、中山ワンダフルフェスタ VOL.21「八代亜紀コンサート」を開催しました。

多くの盲導犬やボランティア様ともに参加し、楽しい一日を過ごしました。

5 同行援護従業者養成研修

兵庫県内のガイドヘルパー不足と質の向上を目的に、同行援護従業者養成研修を実施しています。平成30年度の修了者数は、一般過程73名、応用課程35名でした。

- ・第1回 同行援護従業者養成研修（一般課程） 6月28日より全4日間
- ・第2回 同行援護従業者養成研修（一般課程） 9月29日より全4日間

- ・ 第3回 同行援護従業者養成研修（一般課程） 12月6日より全4日間
- ・ 第4回 同行援護従業者養成研修（一般課程） 1月24日より全4日間
- ・ 第1回 同行援護従業者養成研修（応用課程） 11月8日より全3日間
- ・ 第2回 同行援護従業者養成研修（応用課程） 2月16日より全3日間

6 バリアフリー映画上映事業

「中山UD映画祭」として、平成31年1月18日、ピフレホールにて映画“聖の青春”の上映会を、そして「バリアフリー上映会 in 姫路」として、平成30年8月31日に、イーグレひめじ あいめっせホールで映画“僕らのごはんは明日で待ってる”の上映会を行いました。日頃 映画を観る機会の少ない視覚障がい者の皆様に大変楽しんでいただきました。

Ⅲ. 法人管理・運営に関する事項

1. 役員会等に関する事項

(1) 理事会

開催年月日等	主な決議事項
平成30年5月28日 第28回定時理事会	平成29年度の事業報告及び計算書類等の審議
平成31年2月18日 第29回臨時理事会	第27回臨時評議員会招集の審議
平成31年3月25日 第30回定時理事会	平成30年度の事業計画及び収支予算書の審議

(2) 評議員会

開催年月日等	主な決議事項
平成30年5月28日 第25回臨時評議員会	平成29年度の事業報告及び計算書類等の詳細説明
平成30年6月15日 第26回定時評議員会	平成29年度の計算書類等の審議
平成31年3月25日 第27回臨時評議員会	平成30年度の事業計画及び収支予算書の報告

2. 正味財産増減の状況及び財産の状況

(単位 千円)

事業年度	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期
経常収益合計	53,965	63,288	61,885	88,845	85,218
経常費用合計	53,965	53,871	61,885	87,975	70,041
資産合計	8,417,081	9,906,529	11,394,777	11,694,786	13,489,198
負債合計	5,077	5,108	10,979	11,475	12,420
正味財産残高	8,412,003	9,901,420	11,383,798	11,683,311	13,476,778

3. 株式保有している場合の概要

企業株式の20%以下保有につき省略

4. 決算後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

以上

事業報告の付属明細

事業の実施状況について補足すべき事項は該当ありません。